

改正

平成10年3月12日告示第12号
平成11年3月2日告示第13号
平成13年1月4日告示第2号
平成16年3月22日告示第33号
平成17年3月14日告示第37号
平成18年1月19日告示第5号
平成19年3月14日告示第32号
平成21年3月25日告示第32号
平成23年4月4日告示第39号
平成24年8月10日告示第88号
平成24年12月28日告示第141号
平成25年3月27日告示第38号
平成27年3月27日告示第38号
令和4年3月22日告示第37号
令和6年3月29日告示第53号

大網白里市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）において合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 処理対象人員が10人以下のし尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合する機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6項に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための施設をいう。
- (4) 汲取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的な汲み取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 住宅 主に居住を目的とする建築物（店舗等が併設されている場合にあつては、居住部分が総床面積の2分の1以上のものをいう。）をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、市内全域とする。ただし、下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業区域及びコミュニティ・プラント事業区域並びに大規模開発区域は、補助対象区域としない。

(補助金の交付条件)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる者は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者で、補助対象区域において単独処理浄化槽又は汲取便槽を合併処理浄化槽に転換するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出をせずに、合併処理浄化槽を設置した場合
- (2) 住宅又は住宅の敷地部分が借家又は借地であり、所有者の同意が得られない場合
- (3) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。第6条第12号において同じ。）を滞納している場合
- (4) 住宅の新築及び改築に伴い合併処理浄化槽を設置しようとする場合
- (5) 住宅以外の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする場合
- (6) 販売又は賃貸を目的とする住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする場合
- (7) 合併処理浄化槽の設置に係る工事着手前に補助金の交付申請を行わなかった場合
- (8) 別荘その他の生活の本拠以外の住宅に設置しようとする場合
- (9) 店舗等と併設されている住宅であって、店舗等から生じる事業排水を処理するため合併処理浄化槽を設置しようとする場合

（補助金）

第5条 単独処理浄化槽又は汲取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助金額は、別表にそれぞれ定める額を限度とする。

2 前項の転換に係る設置費用が別表に定める補助金額に満たないときは、設置費用相当額を補助金額とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 合併処理浄化槽の構造図
- (3) 合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- (4) 見積書の写し
- (5) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類

（登録証の写し及び管理票）

- (6) 保証登録証
- (7) 設置場所の案内図
- (8) 工事請負契約書の写し
- (9) 転換計画を示した書類
- (10) 住宅又は住宅の敷地部分が借家又は借地である者は、所有者の承諾書及び印鑑登録証明書
- (11) 蒸発散方式等を使用する場合は、放流ができない理由書
- (12) 市税に係る納税証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該申請の内容に変更が生じたとき又は補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止若しく

は廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（別記第4号様式）に第6条各号に掲げる添付書類（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 住民票の写し
- （2） 工事費請求書の写し
- （3） 施工状況に係わる写真
- （4） 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- （5） 施工結果報告書
- （6） 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面の写し
- （7） 一括契約（千葉県浄化槽一括契約制度要綱（以下「一括契約制度要綱」という。）第2条第1項に規定する一括契約をいう。以下同じ。）に係る契約書（一括契約制度要綱第3条第2項の規定により一括契約書とみなされるものを含む。）の写し（補助対象者が浄化槽法第10条に規定する保守点検又は清掃を自ら行う場合については、自ら行うことができることを証明する書類及び同法第11条第1項の水質に関する検査（以下「第11条検査」という。）の受検を契約したことを証する書面の写し）
- （8） その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付すべき額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の確定通知を受けた者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（状況の確認）

第14条 市長は、補助事業の適正を図るため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を確認することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年 3 月12日告示第12号）

この告示は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月 2 日告示第13号）

この告示は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 1 月 4 日告示第 2 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月22日告示第33号）

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月14日告示第37号）

この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 1 月19日告示第 5 号）

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月14日告示第32号）

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日告示第32号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 4 日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 8 月10日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日告示第141号）

この告示は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日告示第38号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日告示第38号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月22日告示第37号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日告示第53号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

単独浄化槽から転換し合併処理浄化槽を設置する場合

人槽区分	限度額
5 人槽	512, 000円
6 人槽から10人槽まで	594, 000円

汲取便槽から転換し合併処理浄化槽を設置する場合

人槽区分	限度額
5 人槽	432, 000円
6 人槽から10人槽まで	514, 000円